

各位

会 社 名 夢 展 望 株 式 会 社 代表者名 代表 取締役 社長 岡 隆 宏 (コード:3185 東証マザーズ) 問合せ先 専務取締役管理本部長 田中 啓晴 (TEL,072-761-9293)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行すること及び平成28年6月29日開催予定の第19期定時株主総会に、監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更その他の定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1)移行の目的

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されたことに伴い、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

(2) 移行の時期

平成28年6月29日開催予定の当社第19期定時株主総会において、必要な定款変更が承認されることを条件として、同日付で監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1)変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 会社法の一部を改正する法律により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるように、責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条を変更して第2項とするとともに、業務執行取締役を含む取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定として同条第1項を新設するものであります。なお、本定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、企業経営における迅速かつ的確な意思決定を図ることを目的として、現行の定款第19条の取締役の員数を現行の8名以内から5名以内に変更するものであります。
- ④ その他、上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款

第1章 総 則

第1条~第3条 (条文省略)

第4条(機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条~第18条 (条文省略)

第4章 取締役および取締役会

第19条(員数)

当会社の取締役は8名以内とする。

(新 設)

第20条 (選任方法)

当会社の取締役は、株主総会において選任する。

- 2 (条文省略)
- 3 (条文省略)

第21条(取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

(新 設)

第22条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、 取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を 定めることができる。

第23条 (条文省略)

変 更 案

第1章 総 則

第1条~第3条 (現行どおり)

第4条(機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(削 除)

(3) 会計監査人

第5条~第18条 (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

第19条(員数)

当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。) は5名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

第20条 (選任方法)

当会社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ</u> 以外の取締役とを区別して、 株主総会において選任す る。

- 2 (現行どおり)
- 3 (現行どおり)

第21条(取締役の任期)

取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期 は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以 内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役 の補欠として選任された監査等委員である取締役の 任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の 満了する時までとする。

第22条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>取締役社長1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 (現行どおり)

現行定款

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役<u>および監査役</u>全員の同意があるときは、招 集の手続を経ないで取締役会を開催することができ る。

第25条~第27条 (条文省略)

第28条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として 当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」とい う)は、株主総会の決議によって定める。

第29条(社外取締役との責任限定契約)

(新 設)

会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第5章 監査役および監査役会

変 更 案

第24条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条~第27条 (現行どおり)

第28条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として 当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」とい う)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役 とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第29条 (取締役の責任免除)

会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務</u> <u>執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契約に基づく 責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以 上とする。

第5章 監査等委員会

第30条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各 監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があ るときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続 を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第31条(監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる 監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行 う。

第32条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領およびその 結果については、これを議事録に記載または記録し、 出席した監査等委員がこれに記名押印する。

第33条(監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款の ほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則 による。

(削 除)

現行定款	変 更 案
第30条 (員 数) 当会社の監査役は5名以内とする。	(削 除)
第31条(選任方法) 当会社の監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
第32条(任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
第33条 (常勤の監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。	(削 除)
第34条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査 役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経 ないで監査役会を開催することができる。	(削 除)
第35条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を 除き、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)
第36条 (監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領およびその結果 については、これを議事録に記載または記録し、出席 した監査役がこれに記名押印する。	(削 除)
第37条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、 監査役会において定める監査役会規則による。	(削 除)
第38条 (報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除)
第39条(社外監査役との責任限定契約) 会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。	(削 除)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>40</u> 条 (条文省略)	第 <u>34</u> 条 (現行どおり)
第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 <u>35</u> 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 <u>42</u> 条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同 意を得て定める。	第 <u>36</u> 条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 <u>43</u> 条(条文省略)	第 <u>37</u> 条(現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
第 <u>44</u> 条~第 <u>47</u> 条 (条文省略)	第 <u>38</u> 条〜第 <u>41</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	第1条(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第19期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査 役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、 なお従前の例による。

(3)変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成28年6月29日 (水) 定款変更の効力発生日 (予定) 平成28年6月29日 (水)

以 上